

令和8年3月19日

国立大学法人山梨大学
学長 中村 和彦 殿
山梨大学医学部附属病院
病院長 木内 博之 殿

山梨大学医学部附属病院監査委員会

矢野 真
甲光 俊一
望月 智

令和7年度第2回山梨大学医学部附属病院監査委員会報告書について

令和8年1月21日（火）に、医療法施行規則（昭和23年厚生労働省第50号）第15条の4第1項第2号に基づき監査を実施し、今回の監査項目については是正事項はなく、詳細は別紙のとおり報告します。

令和7年度第2回国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会報告書

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会細則第3条に基づき、監査を実施いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

山梨大学医学部附属病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの聴取及び資料の閲覧等の方法によって説明を求めることにより、監査を実施した。

日 時：令和8年1月21日（水）15：30～17：00

場 所：山梨大学医学部キャンパス シミックプラザ1階シミックホール

委員長：矢野 真（日本赤十字社総合福祉センター）

委 員：甲光俊一（こうみつ法律事務所弁護士）（副委員長）

望月 智（中央市市長）

説明者：木内病院長、川村医療安全管理責任者、荒神医療の質・安全管理部長、鈴木医薬品安全管理責任者、中島（歩）医療機器安全管理責任者、中島（博）高難度新規医療技術部門長、大西医療放射線安全管理責任者、青木看護師長／GRM、橋本副看護師長、松村薬剤主任／GRM、小俣監事、數野監事、石原医学域事務部長、京嶌医学域事務部特命部長、山本監査室長、笠井医学域事務部総務課長、根本医学域事務部医療支援課長

2. 監査項目と結果

[1] 医療安全管理責任者の業務の状況について

医療安全管理責任者は、院内外の医療安全全般に深く関与し、各会議体へ出席するとともに、各部門と協働し、問題解決の中心的立場で業務を行っていることに加え、令和7年9月18日に医療法第25条および健康増進法第18条の規定に基づく立入検査が実施され、山梨県からの指摘事項2項目、関東信越厚生局からの留意事項2項目および検査時に口頭で指導された事項について、改善を行っている旨、資料に基づき報告があった。

外部監査の指摘事項に対して病院として適切に対応し、必要な改善は実施されており、医療安全管理責任者としての役割を適切に果たし、病院の中心となって、安全管理に取り組んでいることが確認された。

[2] 医療安全管理部門の業務の状況について

(1)画像診断及び病理診断の確認状況、(2)高難度新規医療技術の申請件数や内容、(3)医薬品適応外使用申請実績、(4)インシデント発生報告として、職種別件数、種類別件数、想定外別集計、患者間違い件数、レベル別のインシデント転倒・転落件数、(5)状況報告書

の検討状況、(6)入院患者死亡・死産の確認状況、(7)院内ラウンドの実施状況について、資料に基づいて報告があった。

医薬品の適応外使用で副作用が出た際、救済制度が使えないこともあり、医薬品安全管理責任者から、主治医に対し、患者への情報提供の徹底を指導している。輸血認証や輸血同意書に関するインシデントに注目し、医療安全ニュース等で注意喚起をしている。転倒・転落の損傷率低減のため「ころやわマット」を導入し、「ころやわマット」貸出件数を集計し、有効活用を図っている。死産・死亡報告は、法医学教室教授がレビューし、そのコメントを各診療科へフィードバックし、死因判定の妥当性や診断書の精度向上を図っている。死亡事例については、合併症と判断しても、患者側要因だけでなく、医療者側要因も含めて病院として総合的に評価し、同様な事例が続いた場合は特に注意して検討している。前回の監査委員会での指摘に基づいて、院内ラウンドの報告書がわかりやすく改善されている。ラウンドにて医師のマニュアル不携帯や多職種間の情報共有に漏れがあり、改善に向けて取り組んでいる。

上記の通り、医療安全管理部門は他部門と連携し、適切な業務が行われていることを確認した。

〔3〕医療安全管理委員会の業務の状況について

(1)医療安全管理委員会の開催状況、審議内容、報告事項及び委員の出席状況、(2)M&Mカンファレンスの実施状況について、資料に基づいて報告があった。

状況報告書を医療安全管理委員会で検討する際に、必要な事例については診療科長が自ら委員会で事例紹介をし、症例を振り返る仕組みを導入したことで、診療科の質・安全の向上につなげている。

医療安全管理部門、診療科と連携し、委員会として適切に活動し、個別事例の検討や再発防止にも努めていることが確認された。

〔4〕医薬品安全管理責任者の業務の状況について

(1)医薬品安全委員会の開催状況、(2)医薬品に関する院内の情報提供について、資料に基づいて報告があった。

医薬品安全委員会は従来の小委員会から委員会となり、より重要な事項を検討する組織として位置づけられた。

医薬品安全委員会の活動は適切で、医薬品安全管理責任者は医薬品安全委員会と連携し、その役割を十分果たしていることが確認された。

〔5〕医療機器安全管理責任者の業務の状況について

(1)医療機器安全委員会の開催状況、(2)医療機器整備、点検、研修等の実施状況、(3)医療機器に係るインシデントの把握と対処等について、資料に基づいて報告があった。

医療機器安全委員会は従来の小委員会から委員会となり、より重要な事項を検討する組織として位置づけられた。

医療機器安全委員会の活動は適切で、医療機器安全管理責任者として、医療機器の点検状況や医療機器に係るインシデント等を把握し、適切に対応されていることが確認された。

[6] 医療放射線安全管理責任者の業務の状況について

(1) 診療用放射線安全管理委員会開催状況、(2) 診療用放射線の安全使用のための職員研修について、資料に基づいて報告があった。

CT撮影範囲の適正化(原則2領域まで)による読影医の負荷軽減策を行っている。県内の放射線治療施設の減少に伴い、大学病院への集中が課題となっている現状の説明があった。

診療用放射線安全管理委員会が適切に開催され、医療放射線安全管理責任者としての役割を十分に果たしていることが確認された。

3. 総括

特定機能病院として、高度医療の提供、研究、教育という役割を担っていると同時に、地域医療の課題に対しても、積極的に取り組まれています。病院長のリーダーシップの元、医療安全部門、各安全担当責任者、委員会を中心に、組織一丸となって、質が高く、安全な医療を目指していることが、監査委員会において確認されました。継続的改善により安全な医療提供の維持、向上に取り組む姿勢は大変評価され、さらなる進化に期待いたします。

以上